金融庁訓令「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」の一部改正案に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
個人に関する情報(情報公開法第5条第1号)に関する留意事項			
1		開示すべき場合の例としてあげられていた「例えば、職員の不祥事情報についてその都度一定範囲で公にしてきている場合は、予めの予定がなくとも、本規定に該当する」を削除すべきでない。	金融庁においては、不祥事の公表事例が僅少であったことから、「公にすることが予定されている」事例としてなじまないと思われたために削除したものです。 しかし、貴見をふまえ、今後開示事例として有効となることがないとはいえないため、本事例は削除しないこととします。
2	3-4 ただし書ハ (4) 公務員等の職務遂行に 係る情報に含まれる当該公務 員等の氏名の取扱い	の私事に関する情報が含まれている場合」を除き全て関サースとしたうまで「公務員等個人の私事に関する	公務員の職務遂行情報にかかる職及び職務遂行の内容に係る部分は、情報公開法第5条第1号ハにより、個人に関する情報としての不開示情報から除かれており、当該部分は本改正案においても例外を設けているわけではありません。ただし、「公務員の職務遂行情報に含まれる公務員の氏名」(以下、「当該氏名」という。)については、法第5条第1号ハには含まれず、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、同号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する場合は例外的に開示することとされています。この点、平成17年8月の各府省情報公開担当課長等により構成される「情報公開に関する連絡会議」において、当該氏名は、『特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。』との申し合わせがなされました。このため、当該氏名については、原則として公にすることが予定されたものとする慣行ができ、行政文書に記録されている当該氏名は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、1号イに該当し、本号の個人情報であることをもって不開示にはならないこととなったものです。なお、公務員等個人の私事に関する情報の事例を全て列挙するのは困難であり、また、当該氏名のなかには、職務の特殊性から、公にした場合、私生活等に影響を及ぼすおそれがあり、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても不開示が妥当とされている事例もあるため、貴見のような規定とすることはできませんが、上記趣旨をより明確に記載することとします。
3	3-6 本号の不開示情報に 該当し、不開示となることがあ る情報の例 (1)	(1)「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」において、「金融機関等の検査を行った検査官の氏名」を不開示理由として追加すべきでない。	『どの金融機関をどの検査官が検査したかについては公表慣行がなく、また、開示した際に検査官に対して不当な圧力がかかる蓋然性があることから、これを公にすることが予定されているとも言えないので、同号ただし書イに該当しないと認められ、不開示が妥当である』との情報公開・個人情報保護審査会の答申を審査基準に盛り込んだものであり、パブリック・コメント時の原案どおりとするのが適当であると考えます。
,	法人に関する情報(情報公開法第5条第2号)に関する留意事項		
4	4-1 「法人その他の団体」 (3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く。」	開示すべき場合の例としてあげられていた「法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命又は健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命又は健康等に対する被害等の発生が予想される場合もある。例えば、毒性のある物質の発生により人の生命又は健康が損なわれているような急迫した事態が生じた場合に、当該物質の発生と具体的な発生源について明確な因果関係が証明されていなくとも何らかの因果関係ががあると推測される場合、本規定に該当する。」を削除すべきでない。	本事例のような状況は、金融庁においては想定され難く、金融庁の審査基準に載せる事例としてはなじまないと考えたため、削除したものです。 よって、パブリック・コメント時の原案どおりとするのが適当であると考えます。
5	4-4 本号イの不開示情報 に該当し、不開示となることが ある情報の例	「金融機関等に対しての苦情申出内容」を不開示事例として追加すべきでない。	金融機関等に対する苦情申出内容は、『申出人の特定金融機関等に対する言い分がそのまま記載されており、本来、民事上の紛争は当事者間において解決されるべきものであることを考慮すれば、特定金融機関が開示による不利益を受忍すべきものと言うことはできない。したがって、これを公にすると、特定金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる』との情報公開・個人情報保護審査会の答申を、不開示事例として追加したものです。また、真実性が担保されるものではないとの周知を行ったとしても、苦情申出内容の開示によって何らかの問題があるのではないかとの憶測を招き、金融機関等の社会的信用等を低下させるおそれがあることに変わりはなく、パブリック・コメント時の原案どおりとするのが適当であると考えます。